

# 香川県報



第4号

平成18年

1月17日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告示

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

（水産課） 一

●香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領（土木監理課）

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請（二件）

（県民参画課） 二

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

（総務学事課、県立病院課） 三

### 選挙管理委員会告示

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報告（六件）

（土地改良課） 五

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

（総務学事課、県立病院課） 六

政治資金規正法の規定による政治団体の届出

地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の三分の一の数

平成十八年香川県選挙管理委員会告示第五号（公職選挙法施行令の規定による県議会議員の所属選挙区の変更）の一部訂正

## 告示

香川県告示第四十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による

届出を審査した結果、東讃加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めたとの告示する。

平成十八年一月十七日

香川県知事 真鍋武紀

香川県告示第四十四号

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成十八年一月十七日

香川県知事 真鍋武紀

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領

香川県建設工事共同企業体事務取扱要領（平成元年香川県告示第三百十三号）の一部を

次のように改正する。

第一条中、「第二十八条ただし書及び第二十九条第一項ただし書」を「及び第二十八条ただし書」に、「工事請負契約書及び工事完成保証人」を「及び工事請負契約書」に改める。

第三条第六号及び第七号中、「第七条」を「第八条」に改める。

第五条第六項中「総合評価」を「総合評価値をいう。」に改める。

第八条第三項中、「原則として」を削り、同条第四項中「及び中小企業等協同組合法」

を、「中小企業等協同組合法」に、「中小企業等協同組合」を、「中小企業等協同組合及び指名競争入札参加資格審査の申請をしようとする工事の種類の上位の等級に格付けされて

いる有資格業者は」に改める。

第九条に次の一項を加える。

4 経常建設共同企業体の構成員は、指名競争入札参加資格者名簿の有効期間中において

は、当該経常建設共同企業体に係る工事の種類について単体の有資格業者として競争入

札に参加することはできないものとする。

第十五条中「並びに工事の監督」及び「請負代金の支払等の」を削り、同条ただし書を

削る。

第一号様式に（注）として次のように加える。

（注） 総務学事課及び土木監理課は、指名競争入札参加資格者名簿の有効期間中に

おいては、当該経理建設共同企業体に係る工事の種類について毎年の存続経費等として競争入札に参加することはできません。

第二号様式中「発注者は、工事の監査及び請負代金の支払等の精算に關する権利については、すべて請負者の代表者又は収中兼役員を相手方とし、代表者又は収中兼役員へ通知した事項は、他の兼役員にも通知したものとみなす。」を附す。

附則

- 1 この要領は、平成十八年一月十七日から施行する。ただし、第九条、第十五条及び第二号様式の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十五条及び第二号様式の規定は、平成十八年四月一日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

公 告

香川県公告第十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年二月二十二日まで縦覧に供する。

平成十八年一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあつた年月日  
平成十七年十二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人クッキーフレズ  
沖 由美子  
丸亀市津森町七七四番地七
- 三 定款に記載された目的  
本会は、心身障害者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

香川県公告第二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年二月二十七日まで縦覧に供する。

平成十八年一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあつた年月日  
平成十七年十二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人すぶらん  
芳岡 一美  
木田郡三木町大字井戸三三九四番地
- 三 定款に記載された目的

この法人は、児童・障害者に対し多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援助し地域の社会福祉に寄与することを目的とする。

香川県公告第二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年二月二十六日まで縦覧に供する。

平成十八年一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあつた年月日  
平成十七年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人WAC香川みらい  
名倉 毅

さぬき市津田町鶴羽二二七六番地

三 定款に記載された目的

この法人は、香川県民及び日本国民に対して、福祉活動、高齢者介護、環境保全に  
関する事業を行い、人間の幸せに寄与することを目的とする。

香川県公告第二十二号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和  
三十九年香川県規則第十九号）第百六十六条の規定により公告する。

平成十八年一月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

次に掲げる物件の売払い

1 所在地 高松市中央町二番一（付帯設備、工作物、庭石、樹木を含む。）

住居表示 高松市中央町二番二号

地 目 宅地

実測面積 一、八九一・七七平方メートル

建 物

構 造 木・鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・瓦・鋼板葺地下一階付二階建

延床面積 六五〇・九一平方メートル

構 造 木造瓦葺平家建

延床面積 三・一一平方メートル

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

延床面積 三・一九平方メートル

構 造 鉄筋コンクリート造鋼板葺平家建

延床面積 二九・〇〇平方メートル

予定価格 非公表

2 所在地 高松市中央町九番一三（付帯設備、工作物、樹木を含む。）

住居表示 高松市中央町九番四号

地 目 宅地

実測面積 二九五・八三平方メートル

建 物

構 造 木造瓦葺平家建

延床面積 一二四・三三平方メートル

予定価格 非公表

3 所在地 高松市中央町一〇番一（付帯設備、工作物、樹木を含む。）

住居表示 高松市中央町一〇番二、一〇番二八

地 目 宅地

実測面積 一、一〇九・〇七平方メートル

建 物

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根三階建

延床面積 四〇〇・九五平方メートル

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根三階建

延床面積 四〇四・八六平方メートル

構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建（四棟）

延床面積 三四・六四平方メートル

予定価格 非公表

4 所在地 高松市香西町五六二番一（工作物を含む。）

地 目 宅地

実測面積 二、〇八一・二〇平方メートル

予定価格 二、一〇〇万円

5 所在地 高松市木太町三四八七番四（工作物を含む。）

地 目 宅地

実測面積 一三三二・八一平方メートル

予定価格 一、〇四〇万円

6 所在地 高松市中央町九番一二（付帯設備、工作物、樹木を含む。）

住居表示 高松市中央町九番九号

地 目 宅地

実測面積 三二〇・四四平方メートル

建 物

構 造 木造瓦葺平家建

延床面積 八四・四一平方メートル

構 造 軽量鉄骨造陸屋根平家建

延床面積 一六・一〇平方メートル

構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建

延床面積 七・〇三平方メートル

予定価格 非公表

二 入札に参加することができない者

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当する者

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の三第一項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者

3 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条に規定する暴力団及びその構成員

4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四百七十七号)第五条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

三 入札参加の申込

本人札に参加を希望される方は、入札参加申込受付期間内に次の書類を添えて県有財産売払いの一般競争入札参加申込書兼受付書を提出してください。

1 個人の場合 住民票、誓約書及び印鑑登録証明書

2 法人の場合 登記事項証明書、誓約書及び印鑑証明書

四 入札参加申込受付期間、申込場所及び申込方法

1 入札参加申込受付期間

平成十八年三月十三日(月)から同月二十四日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八

号)に規定する休日は除く。)

なお、受付時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 申込場所 千七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

一の1から5までについては、香川県総務部総務学事課

一の6については、香川県健康福祉部県立病院課

3 申込方法 持参又は郵送によるものとする。ただし、郵送にあつては、簡易書留により申込受付期間内に到達したものを受け付けるものとする。

五 入札説明会

一の1から6までについて、本件入札に係る物件の概要及び入札心得等の説明を次のとおり行う。

日時 平成十八年三月六日(月) 午前十時から午前十一時まで

場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第一会議室

六 現地説明会

各物件の所在地(現地)において、物件内容等の説明を行う。日時については、入札説明会で公表する。

七 入札及び開札等

1 入札及び開札の日時及び場所

一 日時 一の1 平成十八年四月六日(木) 午前九時五十分(受付は、午前八時五十分から午前九時二〇分まで)

一の2 平成十八年四月七日(金) 午前十一時三十分(受付は、午前十時三十分から午前十一時まで)

一の3 平成十八年四月六日(木) 午前十一時三十分(受付は、午前十時三十分から午前十一時まで)

一の4 平成十八年四月六日(木) 午後二時十分(受付は、午後一時十分から午後一時四十分まで)

一の5 平成十八年四月七日(金) 午後三時五十分(受付は、午後二時五十分から午後三時二十分まで)

一の6 平成十八年四月七日(金) 午後二時十分(受付は、午後一時十分

から午後一時四十分まで)

二 場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第一会議室

2 入札書の提出方法

持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは認めない。

八 入札保証金

入札者は、入札金額の百分の五以上を入札保証金として入札前に納付しなければならない。

九 入札の無効

入札参加資格を有しない者の入札及び県有財産売払いの一般競争入札説明書等において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。

十 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十一 落札の無効

落札者は、落札の日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十二 予約完結権の譲渡

売買契約に関する予約完結権は、第三者に譲渡してはならない。

十三 契約書の作成の要否

十四 その他

入札説明会及び現地説明会に不参加の者が入札した場合は、当該説明会における説明事項については、了知しているものとみなす。

十五 問い合わせ先 高松市番町四丁目一番一〇号

一の1から5までについては、香川県総務部総務学事課総務グループ

ブ 電話番号〇八七 八三一 三〇七四

一の6については、香川県健康福祉部県立病院課総務・財務グループ

ブ 電話番号〇八七 八三一 三三三〇

香川県公告第二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業白鳥南地区(東山工区)の換地計画を定めた。

その関係書類を東かがわ市経済課において平成十八年一月二十四日から同年二月十三日まで縦覧に供する。

平成十八年一月十七日

香川県知事 真鍋 武 紀

### 選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年十二月二十八日その指定を取り消した旨高瀬町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎 克彦

名 称	所 在 地
高瀬町勤労者体育センター	三豊郡高瀬町大字比地六九番地一
高瀬町農村環境改善センター	三豊郡高瀬町大字下勝間二三三四番地五
コミュニティセンター勝間会館	三豊郡高瀬町大字下勝間三五〇番地二
麻地区農業構造改善センター	三豊郡高瀬町大字下麻二二〇九番地一
高瀬町保健センター	三豊郡高瀬町大字比地一八六番地
二ノ宮地区農業構造改善センター	三豊郡高瀬町大字佐股甲三三四三番地四
高瀬共同福祉施設	三豊郡高瀬町大字上高瀬七五一番地二四
高瀬町総合体育館	三豊郡高瀬町大字上高瀬七五一番地二四

香川県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年十二月二十八日その指定を取り消した旨山本町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
山本町農村環境改善センター	三豊郡山本町大字財田西三七五番地
河内農村婦人の家	三豊郡山本町大字河内一〇八六番地一
財田大野農業構造改善センター	三豊郡山本町大字大野二六六番地一
神田定住促進センター	三豊郡山本町大字神田二二五〇番地三

香川県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年十二月二十八日その指定を取り消した旨三野町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
三野町民センター	三豊郡三野町大字下高瀬五六九番地二
三野町体育センター	三豊郡三野町大字下高瀬七五二番地二
三野町老人福祉母子健康センター	三豊郡三野町大字吉津甲一〇七三番地一

香川県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年十二月二十八日その指定を取り消した旨豊中町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
豊中町民体育館メインアリーナ	三豊郡豊中町大字本山甲一四八番地一

香川県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年十二月十五日その指定を取り消した旨仁尾町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
仁尾町福祉会館	三豊郡仁尾町大字仁尾辛三四番地三
仁尾勤労者体育センター	三豊郡仁尾町大字仁尾辛三四番地一
仁尾町総合文化会館	三豊郡仁尾町大字仁尾丁二九六番地一

香川県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十七年十二月二十八日その指定を取り消した旨財田町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
財田町立幼児教育センター	三豊郡財田町財田上一四一七番地

香川県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十八年一月一日次の施設を指定した旨三豊市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名称	所在地
高瀬町農村環境改善センター	三豊市高瀬町下勝間二三四番地五
コミュニティセンター勝間会館	三豊市高瀬町下勝間三五〇番地二
麻地区農業構造改善センター	三豊市高瀬町下麻二二〇九番地一
高瀬町保健センター	三豊市高瀬町比地一八六番地
二ノ宮地区農業構造改善センター	三豊市高瀬町佐股甲三三四番地四
高瀬共同福祉施設	三豊市高瀬町上高瀬七五一番地二四
高瀬町総合体育館	三豊市高瀬町上高瀬七五一番地二四
山本町保健センター	三豊市山本町財田西三七五番地
三野町文化センター	三豊市三野町下高瀬五六九番地二
三野町体育センター	三豊市三野町下高瀬七五二番地二
三野町老人福祉母子健康センター	三豊市三野町吉津甲一〇七三番地一
豊中町体育館メインアリーナ	三豊市豊中町本山甲一四八番地一
香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設	三豊市詫間町詫間一三三八番地二二七
詫間町緑の村管理センター	三豊市詫間町大浜甲一六三三番地二九
詫間町荘内自然休暇村センター	三豊市詫間町大浜甲一八九一番地一
栗島開発総合センター	三豊市詫間町栗島八六一番地一七
詫間町松崎コミュニティセンター	三豊市詫間町松崎七七一番地一
詫間町箱浦ヒジターハウス	三豊市詫間町箱八五九番地二九
仁尾町老人福祉センター	三豊市仁尾町仁尾辛三四番地三
仁尾町体育センター	三豊市仁尾町仁尾辛三四番地一

仁尾町文化会館

三豊市仁尾町仁尾丁二九六番地一

財田幼児教育センター

三豊市財田財田上一四一七番地

香川県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
綾野志雄後援会	兔子尾紀夫	長尾和信	高松市国分寺町新名二〇二九三

香川県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十九条第二項の規定による選挙人名簿の引継ぎに伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

県議会議員各選挙区における三分の一の数

二〇、〇九四人

三豊市選挙区

香川県選挙管理委員会告示第十七号

平成十八年香川県選挙管理委員会告示第五号（公職選挙法施行令の規定による県議会員の所属選挙区の変更）の一部を次のように訂正する。

平成十八年一月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

表中「高松市香南町岡三七二番地」を「高松市香南町岡三七番地五」に改める。

平成十八年一月十七日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています